

## 市原刑務所における改善指導

市原刑務所 企画部門（教育） 教育専門官 丸山 寿

## 1 市原刑務所の特徴

## (1) 開放的処遇

市原刑務所は開放的施設であるため、施設の構造や人的措置の一部が他の刑事施設とは大きく異なる。  
主な開放的処遇の例)

- ・ 逃走防止目的の高い外塀 → 侵入防止目的の金属製フェンス
- ・ 職員の同行なしの単独行動（一定区域に限る）
- ・ 民間企業への外部通勤作業（職員同行なし）
- ・ 職員同行なしの外出・外泊（一定条件有り）
- ・ 電話による外部交通

## (2) 収容基準（平成18年5月23日付け矯正局長通達による）

- ① 執行刑期4年未満の成人受刑者
- ② 自動車等の運転による犯罪以外の犯罪による懲役刑または禁錮刑を併有しない
- ③ 交通事犯以外の犯罪による受刑歴がない
- ④ 心身に著しい故障がない
- ⑤ 開放的施設処遇または開放的施設処遇に準じた処遇の実施が可能と見込まれる

開放的施設における処遇（開放的処遇）においては、受刑者自らの自主性や自律性が強く求められることになるため、心情変化等によって逃走や自殺といった突発的な事故を起こす可能性のある長期受刑者や心身に障害を持つ受刑者を収容することができない。また交通事犯受刑者は、犯罪傾向が進んでいないと考えられており、交通事犯以外の刑罰を有する者からの悪風感染の防止をしなければならない。

## (3) 収容状況（平成22年2月末現在）

- ・ 収容人員：350人（収容定員463人、収容率75.6%）  
懲役：244人（69.7%） 禁錮：106人（30.3%）
- ・ 刑期（言渡し）：最短4月 最長7年（不定期刑） 平均25.2月
- ・ 年齢：最年少 20歳 最年長 75歳 平均 39.6歳

<主な内訳>

- ・ 自動車運転過失致死（業過死含む） 179人（51.6%）
- ・ 自動車運転過失傷害（業過傷含む） 57人（16.4%）
- ・ 危険運転致死傷 17名（4.9%）
- ・ 道路交通法違反 94名（27.1%）

## 2 刑事施設における改善指導

平成19年6月、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され、受刑者への矯正処遇（刑務作業、改善指導、教科指導）が明確に位置づけられた。改善指導は、以下の2つに分けられる。

## (1) 特別改善指導

薬物依存、暴力団員など、特定の事情が改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められた受刑者に対し、その事情の改善を目的として特に配慮して行う指導。現在は6種類。各刑事施設に対してどの指導を実施するかを指定している。

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| R1・薬物依存離脱指導  | R2・暴力団離脱指導        |
| R3・性犯罪再犯防止指導 | R4・被害者の視点を取り入れた教育 |
| R5・交通安全指導    | R6・就労支援指導         |

## (2) 一般改善指導

受刑者一般を対象に、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させるために行う指導。酒害教育、高齢受刑者指導、全体行事、全体講話など。

## 3 市原刑務所における改善指導等

## (1) 刑執行開始時指導

新規入所者を対象として、受刑生活中の生活要領に関する指導、集団行動訓練、受刑生活の心構え、外部講師に

よる講話などが2週間実施される。

(2) 交通安全教室（特別改善指導 R5 として実施）

R5 受講指定者（全受刑者）を対象として、交通安全、交通法規に関する基礎知識の付与、遵法精神、飲酒運転の危険性などを中心とした全4単元（1～2か月）の講義を実施。

(3) 交通安全指導（特別改善指導 R5 として実施）

無免許運転、飲酒運転事犯者を対象として、問題行動に対する認知の変容、行動改善のための計画の作成などを行う全4単元（1か月）の認知行動療法を取り入れたグループワークを実施。

(4) 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導 R4 として実施）

R4 受講指定者を対象として、犯罪被害者等の心情の理解、釈放後の謝罪・償いのあり方などを中心とした全8単元（2か月）の講義、グループワークを実施。

(5) 酒害教育（一般改善指導として実施）

飲酒運転事犯者を対象として、心身や運転への酒害、新 KAST-M、アルコール依存症の基礎知識などを中心とした全4単元（1か月）の講義を実施。

(6) アルコール依存離脱指導（特別改善指導 R5 として実施）

飲酒運転事犯者のうち、診断ガイドライン（DSM-IV-TR）の「アルコール依存症」の診断項目を参考に、アルコールへの依存が進んでいると認められる者の中で施設長が本指導の実施が必要であると認めた者を対象として、米国で効果が実証されたプログラムを基に断酒を目的として再編成された依存症治療プログラムによるグループワーク全12単元（3か月）を実施。

外部協力者：AA 関東甲信越セントラルオフィス

(7) 被害者の視点を取り入れた教育・特別講座（特別改善指導 R4 として実施）

被害者の視点を取り入れた教育を受講した者のうち、交通事故死亡者を持つ者で、施設長が本講座の実施が必要であると認めた者を対象として、被害者支援団体職員や交通事故遺族を交えて、被害者の心情理解及び謝罪・償いのあり方について全4単元（2か月）のグループワークを実施。

外部協力者：犯罪被害者支援団体及び所属自助グループ

(8) 断酒について考える会（一般改善指導として実施）

飲酒運転事犯者のうち、施設長が本会の実施が必要であると認めた者を対象として、実際の断酒者の体験談を中心として、断酒生活を送る上でのテクニック、注意点などを指導し、断酒意欲の向上、生活改善、行動変容を促すことを目的とした全6単元（3か月）のグループワークを実施。

外部協力者：東京断酒新生会、千葉県断酒連合会

(9) 就労支援指導（特別改善指導 R6 として実施）

職業訓練を受け、釈放後の生活の中で習得した資格・技能を活かした職種に就職を希望する者を対象として、最近の雇用情勢、就職時の面接指導、履歴書・職務経歴書の作成要領など全9単元（2日間、年4回実施）の講義やグループワーク、SSTを実施。

外部協力者：キャリアカウンセラー

(10) 釈放前指導

全受刑者を対象として、原則として釈放前の2週間、社会復帰への心構え、社会保障や資格復帰に関する指導、社会奉仕活動、自動車運転訓練などの講義を実施。

外部協力者：篤志面接委員、身体障害者療護施設

#### 4 今後への課題

(1) 改善指導の効果検証

各種改善指導の効果検証のため、「修了課題」を設け、指導内容に関する確認テストや感想文、教育内容に関する意見などを記入させているが、今後さらに内容を充実させる必要がある。

(2) 釈放者への社会的支援の充実

釈放者が再犯をせず、健全な社会生活を送るためには、釈放後の生活における本人の周辺者の指導監督が重要になってくるのは言うまでもない。

そこで例えば、当所における改善指導の紹介パンフレットを作成し、面会者に配布するなど、本人の支援者にも改善指導に対する理解を深めさせ、釈放後の指導監督の重要性を認識してもらうための取り組みが必要である。

また依存的な問題性を抱える者たちに対して、帰住先やその近隣にある治療施設や相談場所などの情報提供、場合によっては入院や通院などの手続きの仲介も必要と考える。

#### 5 最後に

改善指導の実施や釈放後の支援には他の機関との連携が不可欠である。今後とも皆様の御理解と御協力をお願いしたい。